

# 長野県漁業調整規則及び組合規則抜粋

## (県の許可を受けなければ出来ない漁業)

うけ、刺網、大型の四手網、箱状、やな

## (漁業の方法)

あゆ竿釣1人1本、その他竿釣1人2本以内。

## (禁止されている漁業)

- (1) 水中に電流を通じてする漁業 (2) 鵜縄漁業 (3) 鵜飼漁業 (4) 石こじ漁業  
 (5) 塩漬(びんぶせを含む)漁業 (6) 川干漁業 (7) 石打(はんま打ちを含む)漁業 (8) 潜水してする漁業  
 (9) 水中銃(もりを含む)を使用してする漁業 (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁業

## (魚体長の制限)

- いわな、あまご、にじます15cm以下 ○うぐい(赤魚)10cm以下  
 ○こい18cm以下(平岡ダム堰堤より下流は20cm以下) ○ふな10cm以下 ○うなぎ30cm以下  
 ○おいかわ(はや)8cm以下 は採捕してはならない。

## (採捕禁止期間)

- あゆ、1月1日より解禁日前日まで。 ○にじます、あまご、いわな10月1日より翌年2月15日まで。  
 ○かじか、3月1日より5月15日まで。

## (あみ目の制限)

あみ目こま12mm以上(4分目)でなければならない。

## (移植の制限)

第29条 次に掲げる水産動物(卵を含む。)を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) アメリカザリガニ  
 (2) 雷魚(カムルチー、たいわんどじょうその他のタイワンドジョウ属の魚をいう。)

※オオクチバス、コクチバス及びブルーギルは外来生物法により禁止

## (違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

## (その他)

- (1) 舟、ボート、いかだ等を使用した遊漁を禁止する。ただし、組合管内に漁船登録済みの舟を所有する者が、その舟を使用して行う漁業を除く。  
 (2) 氷上での遊漁を禁止する。

## 入会地



